

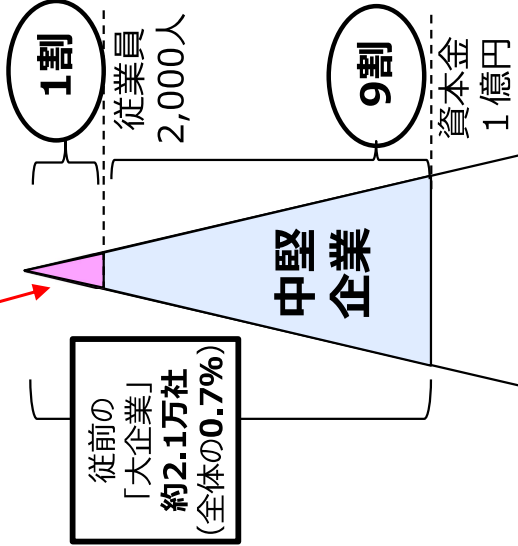
賃上げ促進税制について

令和6年1月19日
財務省

賃上げ促進税制の改正

(令和6年度税制改正案)

「大企業」(見直し後)



大企業 (見直し後)

物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、現在の**3%の賃上げ率の要件は維持**しつつ、**段階的に7%までの**、さらに高い賃上げ率の要件を創設。

中堅企業

「中堅企業」の**新たな枠を創設**し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

中小企業

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び**控除率は現行を維持**。賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業**にも賃上げインセンティブとなるよう、**繰越控除措置**を創設。

人への投資

教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置を創設。
な企業への上乗せ措置を創設。

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上の要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

改正案

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大 35%
+3%	10%			20%
+4%	15%	+5%	+5%	25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%

* プラチナくるみん or プラチナえるばし

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大 35%
+3%	10%			20%
+4%	25%	+5%	+5%	35%

* プラチナくるみん or えるばし 三段階目以上

全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大 45%
+1.5%	15%			30%
+2.5%	30%	+10%	+5%	45%

* くるみん or えるばし 二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

現行

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%		20%
+4%	25%	+5%	30%
—	—	—	—
—	—	—	—

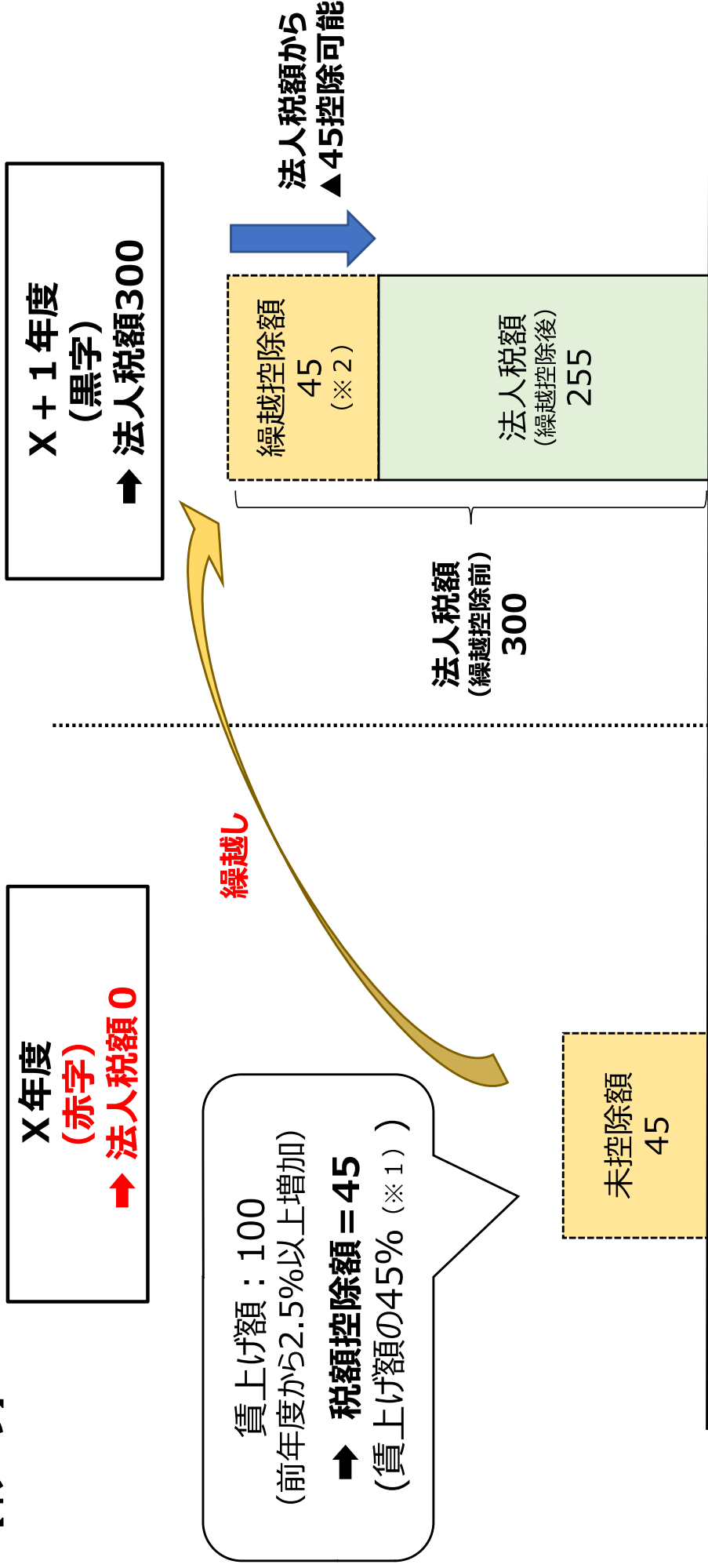
賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%		40%

賃上げ促進税制における繰越控除措置の創設（令和6年度税制改正案）

- 令和6年度税制改正において、中小法人向けには、賃上げ促進税制をより使いやすくなるため、新たに**繰越控除制度**を創設し、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、**5年間**にわたって繰り越すことを可能とすることとしている。

【イメージ】



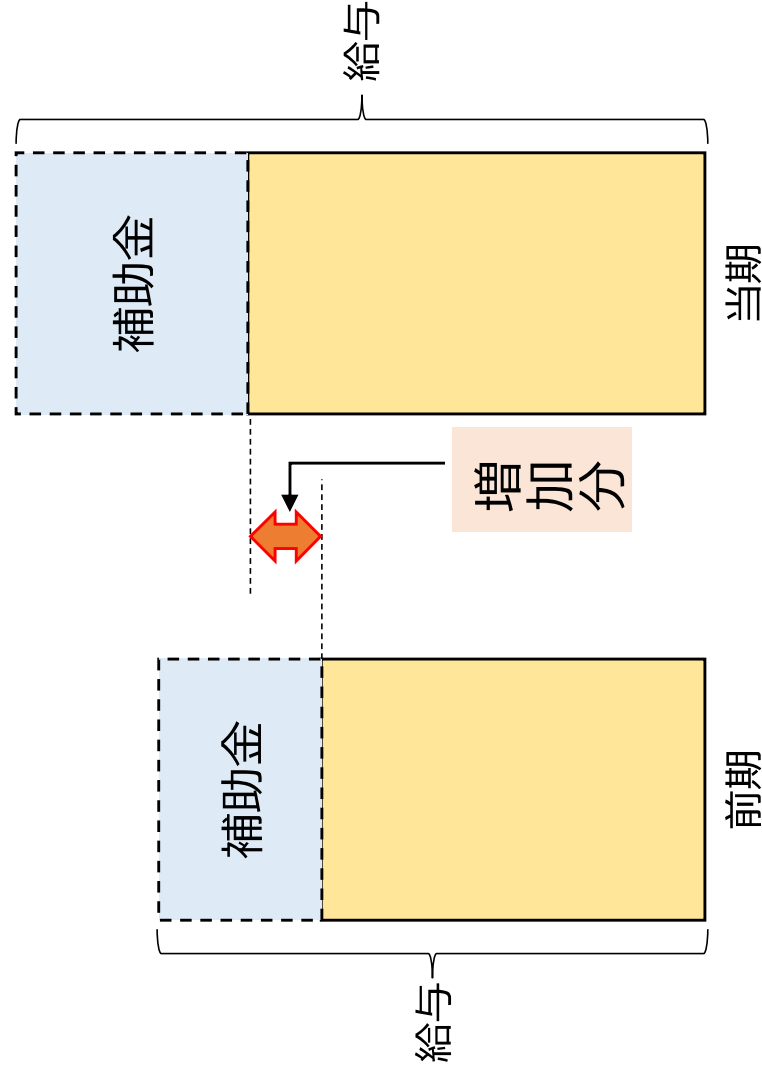
※1 女性活躍・子育て支援、教育訓練に関する上乗せ要件を満たしている場合の控除率。

※2 繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。また、各年度の法人税額の20%が上限。

診療報酬等における処遇改善加算等に対する賃上げ促進税制の適用について（令和6年度税制改正案）

- 平成23年度まで、介護保険において介護職員処遇改善交付金（補助金）を交付していたが、平成24年度以降、処遇改善加算として介護報酬上の加算に位置づけ。
- 同様の処置として、診療報酬において、令和4年10月より看護職員処遇改善評価料が新設。
- この加算部分は「補助金」ではなく、**役務の対価である「報酬」**であることから、これらの加算等の報酬上の措置による賃上げ分が**賃上げ促進税制の対象に含まれるよう、法令改正を行う。**

<補助金の場合>



<改正後>

